

職員等による公益通報（内部通報）制度 Q&A

■職員等による公益通報（内部通報）ができる者は誰ですか？

内部通報ができる者の範囲は以下の者です。

- ① 一般職の職員、会計年度任用職員、非常勤嘱託員
- ② 本市に派遣されている派遣労働者
- ③ 本市との間で請負契約等に基づき事業を行う事業者並びにその役員及び従業員
- ④ 指定管理者の役員及びその従業員
- ⑤ ①～④のほか、過去1年以内に雇用・契約関係にあった退職者（役員を除く）

なお、通報にあたっては、原則として、氏名・所属・通報内容等を記載した職員等からの公益通報票（以下「公益通報票」という。）の提出が必要です。

■職員等による公益通報（内部通報）を行うにはどのような方法がありますか？

必要事項を記載した公益通報票を、次の窓口に対し、それぞれの方法で提出することにより通報することができます。

- ① 市の窓口（総務部総務課）に対し、面談、電話、郵送、電子簡易申請入力フォームの方法にて通報ができます。
※総務課に係る内部通報の市の窓口は、総務部長になります。
- ② 外部通報窓口（弁護士窓口…大阪南法律事務所）に対し、面談、電話、ファクシミリ、郵送の方法にて通報ができます。

■市の窓口と外部通報窓口の違いは何ですか？

市の窓口では、総務課が受け付けます。

外部通報窓口では、大阪南法律事務所の弁護士が直接通報を受け付けます。

なお、外部通報窓口を利用し通報者が希望した場合、通報者の氏名、住所などの情報は総務課に伝達されることはありません。

また、市の窓口、外部通報窓口ともに、通報いただいた案件のうち、調査が必要な場合は、総務課において調査されます。

■職員等による公益通報（内部通報）をした場合、通報者の氏名などの情報はどうになりますか？

公益通報に係る文書及び通報者に関する情報は非公開としています。

また、調査の実施に当たっては、正当な理由なく、通報者の特定につながりうる情報（氏名、所属など）を開示することはできません。さらに、通報者が特定されないよう、調査の方法にも十分配慮します。

■匿名でも職員等による公益通報（内部通報）ができるのですか？

記名を原則としていますが、匿名でも通報ができます。

ただし、匿名の場合は、通報者に事実の聞き取りなどが行えないため、調査が困難になったり、問題解決に時間を要したりすることがあります。また、受理の可否や調査の要否、調査結果などをお知らせすることができなくなります。

■職員等による公益通報（内部通報）の対象はどのようなことですか？

市の事務事業等に以下の事実が生じ、又は生じようとしていると思料するときに、通報を行うことができます。

- ① 法令（条例・規則等を含む）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- ② 人の生命等に重大な悪影響を与えるおそれがある事実
- ③ ①、②のほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実

なお、通報にあたっては、適正な調査を行うため、「いつ、どこで、だれが、何を、何のために、どうしたのか」といった事実をできるだけ具体的に示してください。

■調査の進捗状況及び結果を知りたいのですが？

調査の進捗状況については、受付窓口まで申し出いただければ、原則通知を行います。

調査結果については、調査終了後、原則として通知を行いますが、通知を希望されない場合は通知を行いません。また、匿名による通報の場合は、通知を行うことができません。

なお、適正な業務の遂行に支障があるなどの理由で、調査の進捗状況や結果について通知できないこともあります。

■職員等による公益通報（内部通報）で違法なことをしたことが判った場合、職員は処分されるのですか？

公益通報制度そのものは、職員を処分することを目的としたものではありません。

しかし、内部通報に基づいた調査等が行われていく過程で、処分の対象となる行為が確認された場合には、各任命権者によって処分を検討することとなります。

■結果に不服がある場合、どうしたら良いのでしょうか？

公益通報制度の調査結果に不服を申し立てる制度はありませんが、調査結果の事実関係に誤りがある等の場合には、そのことが具体的に分かる資料等を添付の上、新たに内部通報をしていただくことができます。

■通報したことなどを理由として不利益を受けた場合は、どうすればいいのですか？

通報したことなどを理由として、本市職員又は委託先事業者の役職員から不利益な取扱いを受けた場合は、職員等による公益通報（内部通報）の受付窓口まで申し出ください。

その申し出に基づいて調査を行い、そのような取扱いがあると認めるときは、不利益な取扱いの改善等の必要な措置を講じることとなっています。